

全工 第19 - 196号  
平成19年12月14日

学 校 長 殿

社団法人全国工業高等学校長協会  
理事長 能 智 功  
(公 印 省 略)

## 「工業教育推進事業費」の創設について（通知）

### 設立の趣旨

学校教育の変革さらには社会情勢の変化にともない、専門高校は新たな対応が求められている。とりわけ、工業科目を有する学校においては、学校事業予算の削減などの影響を受け、十分な教材の準備が出来ない、あるいは大会参加等への資金の確保に苦慮するなどの課題が指摘されている。

かかる課題を解決する一助として、社団法人全国工業高等学校長協会（以下全工協会）が実施する諸事業の円滑な運営及び振興を図ることを目的として「工業教育推進事業費」を創設し、工業教育に関わる諸事業の活性化を図る。

### 工業教育推進事業費要綱

#### 1 目的

全工協会が実施する諸事業の円滑な運営及び振興を図ることを目的として「工業教育推進事業費」を創設する。

#### 2 細則

##### （1）基準

当該事業費は、全工協会が実施している諸事業に対し、原則として都道府県単位で活用する。但し、組織等の事情を考慮し協議を行う事ができるものとする。

全工協会が実施している諸事業とは、全工協会が主催あるいは後援している事業のほか、都道府県の校長会等が主催する工業教育に関わる推進事業を指す。

##### （2）運用

工業教育推進事業費を必要とする都道府県等は、工業教育推進に関わる事業及び必要経費を明示し、【別表1】様式により全工協会へ請求する。

送付された工業教育推進事業費は、当該運営組織の裁量で執行できるものとする。

当該年度末に、本事業費の内訳に関する報告書【別表2】を提出する。

社会情勢の変化に鑑み、執行に関わる記録は公開できるような配慮を行う。

#### 3 事業費の送付

##### （1）口座の設置

全工協会の会員校は、工業教育推進事業費を管理するため、金融機関を利用し口座を開設するものとする。

会員校は【別表1】様式により、事業概要と必要経費及び金融機関に関する情報を、全工協会へ届けるものとする。

##### （2）運用

口座の開設に当たっては、既設の口座を活用することも可能である。

#### 4 その他

本要綱施行に当たっては、全工協会内に「工業教育推進事業費管理委員会（仮称）」を設置し、届け出のあった工業教育推進事業費に関わる審査を行う。審査結果は【別表3】により、申請者に通知する。

本要綱は平成20年4月1日から施行するものとする。